

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊会第313号

令和7年3月26日

押収車両の搬送に係る費用（国費）の支出手続について（通達）

見出しのことについては、「押収車両の搬送に係る費用（国費）の支出手続きについて（通達）」（令和3年4月1日付け熊会第307号）により取り扱っているところであるが、令和7年4月1日以降も下記のとおり継続して取り扱うこととするので、事務処理に誤りのないようになされたい。

記

1 支出要件

原則として、次の全てに該当する場合に支出できるものとする。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条及び第220条に基づき差押え又は同法第221条に基づき領置した車両であること。
- (2) 警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条第7号又は第8号に規定する国庫支弁経費に該当する場合で、本部事件主管課との協議が完了していること。
- (3) 搬送区間は、押収した場所から保管場所までであること。
- (4) レッカー会社等車両運搬業者に搬送を委託したものであること。

2 支出手続

支出手続は、次のとおりとする。

(1) 執行伺の作成

1の要件に該当する押収車両の搬送を行う所属（以下「執行所属」という。）は、速やかに執行伺（別記様式第1）を作成の上、本部事件主管課を経由して警察本部会計課長（用度係取扱い。以下同じ。）へ提出すること。

なお、執行伺様式中予定価格については、業者への電話照会等により記載すること。

(2) 検査調書の作成

執行所属において業者へ搬送を依頼し、搬送作業完了後は検査員補助者に任命された者が履行確認を行い、検査調書（別記様式第2）を作成すること。

(3) 請求書等の提出

執行所属は業者から適法な請求書を受領し、(2)の検査調書と併せて当該請求書受領後5日以内に警察本部会計課長へ提出すること。

3 留意事項

(1) 見積書の徴取

執行所属は、2 (1) の執行伺作成後速やかに業者からの見積書を徴取の上、警察本部会計課長へ提出すること。

なお、緊急に搬送依頼しなければならない場合など、事前に見積書を徴取することが困難な場合は、事後速やかに徴取の上提出すること。

(2) 予算管理

本部事件主管課は、執行所属との協議に当たっては、国庫支弁経費に該当する事件等であるかを確認するとともに、支出可能な予算が確保されているかを確認すること。